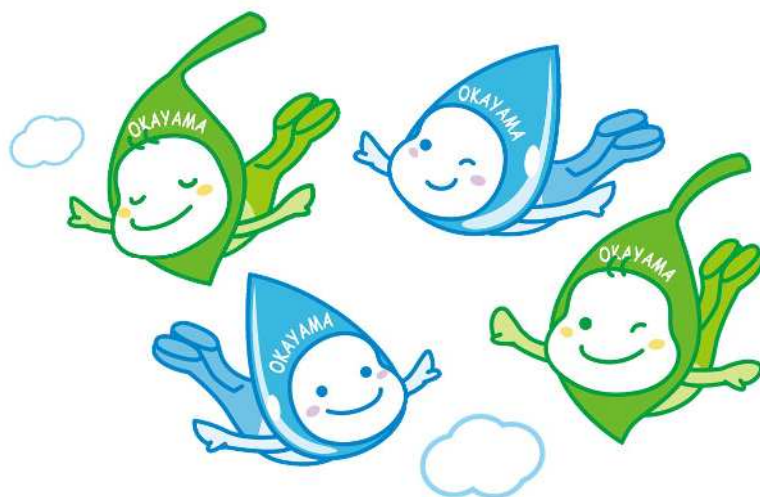




令和 6 年度集団指導資料

計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援

集団指導に係るお問い合わせにつきましては、
原則電子メール又は質問票（ファクス）にて受け付けます。

電話又は来課によるお問い合わせはお控えくださいますよう
ご協力をお願いします。

令和 7 年 3 月

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 障害事業者係

目次

主な関係法令等	1
変更等の手続きについて.....	2
相談支援専門員の要件.....	3
令和6年度報酬改定（概要）	5
令和6年度報酬改定（詳細）	9
基準に関する指摘事例.....	29
参考資料について.....	32

主な関係法令等

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第22号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第21号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第23号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年障発0330第16号）

- 上記の法令・基準等はホームページ等でご確認ください。
- 厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

書類を提出する際は、岡山市ホームページのご確認をよろしくお願いいたします。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007739.html>（記事 ID 7739）

変更等の手続きについて

指定事業者等は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に、事業者指導課に届け出ることが必要です。

※下記の場合は重要な変更該当するため、提出期限が早いので注意してください。

事業所（施設）の名称、所在地（設置の場所）の変更	変更予定日の属する月の前月の15日までに届出
相談支援給付費等の額の算定に係る変更	

【提出する書類】

- ① 変更届出書（様式第3号）
- ② 添付書類
- ③ 各加算ごとの届出書（加算について届出の場合）

※ 変更内容によって提出書類は異なりますので、ホームページをご確認ください。

廃止・休止の場合は、廃止・休止の日の1か月前までに、廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を提出してください。

事業を廃止・休止する場合は、事業所の廃止・休止に係る現利用者の異動先リストを作成し、利用者が他の事業所において切れ目なくサービスが受けられるようにする等、必要な対応を行ってください。

相談支援専門員の要件

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官が定めるもの」

(平成 24 年 3 月 30 日号外厚生労働省告示第 225号)

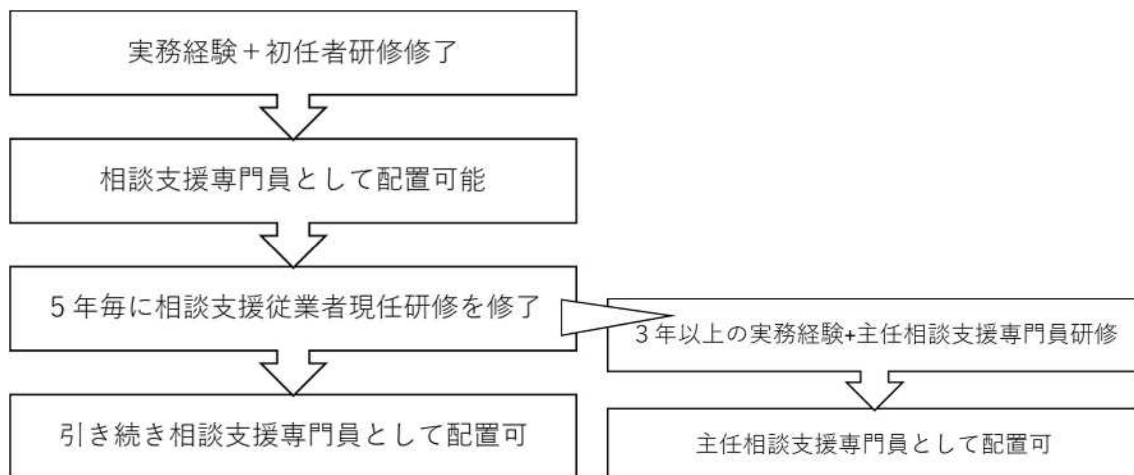
「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」

(平成 24 年 3 月 30 日号外厚生労働省告示第 226 号)

「指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」

(平成 24 年 3 月 30 日号外厚生労働省告示第 227 号)

☆厚生労働省の告示をご確認ください。



相談支援専門員として配置のための実務経験要件

岡山市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007739.html>

現任研修に係る実務経験要件

- ① 過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

☆初回の現任研修は①を満たすこと。2 回目以降の現任研修は①または②を満たすこと。

☆経過措置☆

旧カリキュラム受講者（平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日に相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修、相談支援従事者初任者研修を修了した者）は、制度改正後（令和 2 年度以降）に初めて受講する研修については、①②の要件を求めません。

研修を申し込む際は、要件について申込先にご確認ください。

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位/日

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算) 100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算) 200単位/日 *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

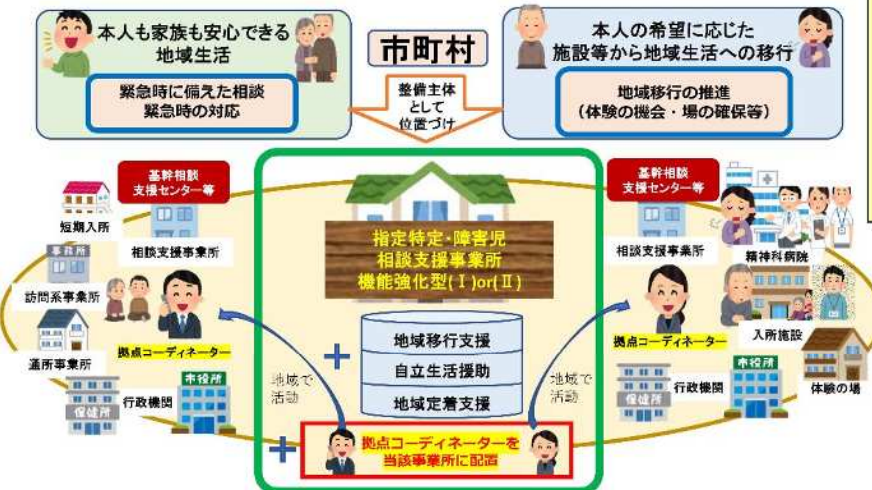
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日



拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

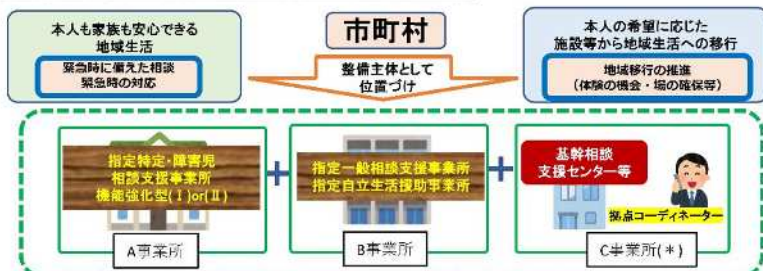
- 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合。
- 当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。
- *コーディネーター1人当たり100回/月までの算定とする。

【拠点コーディネーターの役割(例)】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村(自立支援)協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の地域における連携体制の構築
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等

*相談支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
*本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



- 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合に、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。

(*) 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等がない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ） 1,566 単位/月（30人未満）	1,095 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） 1,172 単位/月（30人未満）	821 単位/月（30人以上）
地域移行支援	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700 単位/月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月	
地域定着支援	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位/月（Ⅱ） 3,157 単位/月（Ⅲ） 2,422 単位/月	
	【現 行】	・体制確保費 306単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日	
	【見直し後】	・体制確保費 315 単位/月 緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位/日	

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500**単位/月

* 自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

① 基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

● 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

② 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

● 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
精神障害児者支援体制加算	—	—
(新) 高次脳機能障害児者支援体制加算	—	—

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。

③ 相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

35

令和6年度報酬改定（詳細）

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

（1）地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

≪地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】≫500 単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

〔現行〕

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

〔見直し後〕

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

（２）意思決定支援の推進【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

（３）本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

（４）障害者虐待防止の推進【全サービス】

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 指定基準の解釈通知において、
 - ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用にも努めることや、

- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（５）個別支援計画の共有【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

（６）高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

- ① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

≪高次脳機能障害支援体制加算【新設】≫

イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

（７）人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うこと

を認める。

- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も 1（常勤）と扱うことを認める。

（８）障害福祉現場の業務効率化等を図るためのＩＣＴの活用等【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和５年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

（９）業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

≪業務継続計画未策定減算【新設】≫

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

（減算単位）

- ・所定単位数の3%を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・所定単位数の1%を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

（10）情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

≪情報公表未報告減算【新設】≫

障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の 10%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の 5 %を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

≪都道府県等による確認【新設】≫

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

2. 相談系サービス

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

※以下の見直し内容①～⑨は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

① 基本報酬の見直し

- ・ 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

≪機能強化型サービス利用支援費等の拡充≫

[現行]

イ サービス利用支援費

(1) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,864 単位</u>
(2) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅱ)	<u>1,764 単位</u>
(3) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅲ)	<u>1,672 単位</u>
(4) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅳ)	<u>1,622 単位</u>
(5) サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,522 単位</u>
(6) サービス利用支援費 (Ⅱ)	732 単位

ロ 継続サービス利用支援費

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,613 単位</u>
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	<u>1,513 単位</u>
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅲ)	<u>1,410 単位</u>
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅳ)	<u>1,360 単位</u>
(5) 継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,260 単位</u>
(6) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	606 単位

[見直し後]

イ サービス利用支援費

(1) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>2,014 単位</u>
(2) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅱ)	<u>1,914 単位</u>
(3) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅲ)	<u>1,822 単位</u>
(4) 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅳ)	<u>1,672 単位</u>
(5) サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,572 単位</u>
(6) サービス利用支援費 (Ⅱ)	732 単位

ロ 継続サービス利用支援費

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,761 単位</u>
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	<u>1,661 単位</u>
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅲ)	<u>1,558 単位</u>
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅳ)	<u>1,408 単位</u>
(5) 継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	<u>1,308 単位</u>
(6) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	606 単位

(機能強化型サービス利用支援費 (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)) を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加)

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

・上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。

・上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

- 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。
- 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

[現行]

主任相談支援専門員配置加算 100 単位／月

※主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

[見直し後]

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300 単位／月

※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100 単位／月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

≪地域体制強化共同支援加算の見直し≫ 2000 単位／月

[現行]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

[見直し後]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※ 令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

③ 適切な相談支援の実施

- ・ 市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- ・ モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの

- 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

[現行]

※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。

医療・保育・教育機関等連携加算	300 単位／月（①－Ⅱ、②）
	200 単位／月（①－Ⅰ）
	150 単位／月（③）

① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

Ⅰ 指定サービス利用支援

Ⅱ 指定継続サービス利用支援

- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に
関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等
提供機関それぞれで月1回を限度とする。）

《集中支援加算の拡充》

[現行]

集中支援加算 300 単位／月

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合
- ②・③（略）

[見直し後]

集中支援加算 300 単位／月（①～④）
150 単位／月（⑤）

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合 （テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ②・③（略）
- ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者
に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サ
ービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

《入院時情報連携加算の拡充》

[現行]

イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位／月

□ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位／月

〔見直し後〕

イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 300 単位／月

□ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 150 単位／月

≪退院・退所加算の拡充≫

〔現行〕

退院・退所加算 200 単位／月

〔見直し後〕

退院・退所加算 300 単位／月

≪居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充≫

〔現行〕

（計画相談）

居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位／月（①、②）

100 単位／月（③）

（障害児相談）

保育・教育等移行支援加算 300 単位／月（①、②）

100 単位／月（③）

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合

② （略）

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合

〔見直し後〕

（計画相談）

居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位／月（①、②）

150 単位／月（③）

（障害児相談）

保育・教育等移行支援加算 300 単位／月（①、②）

150 単位／月（③）

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）

② （略）

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合（単位数の変更のみ）

⑤ 医療との連携のための仕組み

- ・ 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制

- ・ 要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

《要医療児者支援体制加算の見直し》

[現行]

要医療児者支援体制加算 35 単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《行動障害支援体制加算の見直し》

[現行]

行動障害支援体制加算 35 単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

≪精神障害者支援体制加算の見直し≫

[現行]

精神障害者支援体制加算 35 単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

ロ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑦ 相談支援に従事する人材の確保

- ・ 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相

談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

⑧ ICT の活用等

- ・ 以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月１回は対面による訪問を要件とする）
 - 初回加算（契約日から３月を経過する日以降に、月２回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
 - 集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月２回以上居宅訪問した場合）
 - 居宅介護支援事業所等連携加算（月２回以上居宅訪問した場合）
 - 保育・教育等移行支援加算（月２回以上居宅訪問した場合）

≪初回加算の見直し≫ 300 単位／月（計画相談）

〔現行〕

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月２回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

〔見直し後〕

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月２回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

⑨ 離島や過疎地などにおける取扱い

- ・ 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。
 - 居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリン

グに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。

- 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等の間に一定の距離がある場合は更に評価する。
- 従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から 30 分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
- 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

≪特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】≫

指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

≪遠隔地訪問加算【新設】≫ 300 単位／回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・ 初回加算（契約日から 3 月を経過する日以降に、月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・ 入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）
- ・ 退院・退所加算
- ・ 居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・ 集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

→ 機能強化型の基本報酬の算定について、①参照

⑩ 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

報酬の算定構造（計画相談支援）

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
イ サービス利用支援費	(1) 機能強化型サービス利用支援費 (I) (1月につき2,014単位)	582単位	居宅介護支援費 重複減算 I	介護予防支援費 重複減算	虐待防止措置 未定額減算	業務継続計画 未定額減算	情報公表 未報告減算	注 特別地域加算
	(2) 機能強化型サービス利用支援費 (II) (1月につき1,914単位)	582単位						
	(3) 機能強化型サービス利用支援費 (III) (1月につき1,822単位)	582単位						
	(4) 機能強化型サービス利用支援費 (IV) (1月につき1,672単位)	582単位						
	(5) サービス利用支援費 (I) (1月につき1,572単位)	582単位						
	(6) サービス利用支援費 (II) (1月につき732単位)	582単位						
ロ 継続サービス利用支援	(1) 機能強化型継続サービス利用支援費 (I) (1月につき1,761単位)	633単位	-633単位	-20単位	× 99/100	× 95/100		注 1月につき500 単位
	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費 (II) (1月につき1,661単位)	633単位	-633単位	-20単位	注 令和7年4 月1日から適用	+15/100		
	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費 (III) (1月につき1,558単位)	633単位	-633単位	-20単位				
	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV) (1月につき1,408単位)	633単位	-633単位	-20単位				
	(5) 継続サービス利用支援費 (I) (1月につき1,308単位)	633単位	-633単位	-20単位				
	(6) 継続サービス利用支援費 (II) (1月につき606単位)	633単位	-633単位	-20単位				
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)						
初回加算		(1月につき300単位を加算)						
主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算 (I) (1月につき300単位を加算)							
	ロ 主任相談支援専門員配置加算 (II) (1月につき100単位を加算)							
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算 (I) (1月につき300単位を加算)							
	ロ 入院時情報連携加算 (II) (1月につき150単位を加算)							
退院・退所加算 (3回を限度)		(1回につき300単位を加算)						
居宅介護支援事業所連携加算 (訪問、会議参加、情報提供をそれぞれ月1回を限度)		(情報提供以外：1月につき300単位を加算) (情報提供：1月につき150単位を加算)						
医療・保育・教育機関等連携加算 (面談、情報提供(病院等、それ以外)は それぞれ月1回、 通院同行は月3回を限度)		(面談(計画作成月)：1月につき200単位を加算) (面談(モニタリング月)：1月につき300単位を加算) (通院同行：1回につき300単位を加算) (情報提供：1回につき150単位を加算)						
集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、 情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれ 月1回、通院同行は月3回を限度)		(訪問、会議開催、会議参加：1月につき300単位を加算) (通院同行：1回につき300単位を加算) (情報提供：1回につき150単位を加算)						
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)						
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)						
行動障害支援体制加算	イ 行動障害支援体制加算 (I) (1月につき60単位を加算)							
	ロ 行動障害支援体制加算 (II) (1月につき30単位を加算)							
要医療者支援体制加算	イ 要医療者支援体制加算 (I) (1月につき60単位を加算)							
	ロ 要医療者支援体制加算 (II) (1月につき30単位を加算)							
精神障害者支援体制加算	イ 精神障害者支援体制加算 (I) (1月につき60単位を加算)							
	ロ 精神障害者支援体制加算 (II) (1月につき30単位を加算)							
高次脳機能障害支援体制加算	イ 高次脳機能障害支援体制加算 (I) (1月につき60単位を加算)							
	ロ 高次脳機能障害支援体制加算 (II) (1月につき30単位を加算)							
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)						
地域生活支援拠点等相談強化加算 (月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)						
地域体制強化共同支援加算 (月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)						

注	注	注	注	注	注	注	注	注
居宅介護支援費 重複減算 I	居宅介護支援費 重複減算 II	介護予防支援費 重複減算	虐待防止措置 未定額減算	業務継続計画 未定額減算	情報公表 未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援 拠点等機能強 化加算	
582単位	894単位						1月につき500 単位	
582単位	894単位							
582単位	894単位							
582単位	894単位							
-633単位	-54単位	× 99/100	× 99/100	× 95/100	× 95/100		1月につき500 単位	
-633単位	-945単位	-20単位						
-633単位	-945単位	-20単位						
-633単位	-945単位	-20単位						
-633単位	-945単位	-20単位						
-633単位	-243単位							

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定

遠隔地訪問加算 (左記加算の算定 回数に応じて算定) ※訪問に限る	+300単位
遠隔地訪問加算 (左記加算の算定 回数に応じて算定) ※訪問に限る	+300単位
遠隔地訪問加算 (左記加算の算定 回数に応じて算定) ※訪問に限る	+300単位
遠隔地訪問加算 (左記加算の算定 回数に応じて算定) ※訪問に限る	+300単位
遠隔地訪問加算 (左記加算の算定 回数に応じて算定) ※訪問に限る	+300単位
遠隔地訪問加算 (左記加算の算定 回数に応じて算定) ※訪問に限る	+300単位

報酬の算定構造（地域移行支援）

基本部分			注	注	注	注	注
地域移行支援サービス費	イ	地域移行支援サービス費（Ⅰ）（1月につき3,613単位）	虐待防止措置 未実施減算	業務継続計画 未策定減算	情報公表 未報告減算	特別地域加算	地域生活支援 拠点等機能 強化加算
	ロ	地域移行支援サービス費（Ⅱ）（1月につき3,157単位）	×99/100	×99/100 注 令和7年4 月1日から適用	×95/100	+15/100	1月につき 500単位
	ハ	地域移行支援サービス費（Ⅲ）（1月につき2,422単位）					
初回加算（1月につき500単位を加算）							
集中支援加算（1月につき500単位を加算）							
退院・退所月加算（1月につき2,700単位を加算）			注 入院期間が3月以上1年未満の場合+500単位				
障害福祉サービスの体験利用加算	イ	障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（1日につき500単位を加算）	注 地域生活支援拠点等の場合+50単位				
	ロ	障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）（1日につき250単位を加算）					
体験宿泊加算	イ	体験宿泊加算（Ⅰ）（1日につき300単位を加算）	注 地域生活支援拠点等の場合+50単位				
	ロ	体験宿泊加算（Ⅱ）（1日につき700単位を加算）					
ピアサポート体制加算（1月につき100単位を加算）							
居住支援連携体制加算（1月につき35単位を加算）							
地域居住支援体制強化推進加算（月1回を限度）（1回につき500単位を加算）							

報酬の算定構造（地域定着支援）

基本部分			注	注	注	注	注
			虐待防止措置 未実施減算	業務継続計画 未策定減算	情報公表 未報告減算	特別地域加算	地域生活支援 拠点等機能強化 加算
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき315単位)		×99/100	×99/100 注 令和7年4 月1日から適用	×95/100	+15/100	1月につき 500単位
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費 (Ⅰ) (1日につき734単位)					
		(2) 緊急時支援費 (Ⅱ) (1日につき98単位)					
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)							
日常生活支援情報提供加算 (月1回を限度) (1回につき100単位を加算)							
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)							
地域居住支援体制強化推進加算 (月1回を限度) (1回につき500単位を加算)							

注

地域生活支援
拠点等の場合
+50単位

報酬の算定構造（障害児相談支援）

基本部分	
イ 障害児支援利用援助費	(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（1月につき2,201単位） (2) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）（1月につき2,101単位） (3) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）（1月につき2,016単位） (4) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）（1月につき1,866単位） (5) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）（1月につき1,766単位） (6) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）（1月につき815単位）
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）（1月につき1,896単位） (2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）（1月につき1,796単位） (3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）（1月につき1,699単位） (4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）（1月につき1,548単位） (5) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）（1月につき1,448単位） (6) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）（1月につき662単位）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）（1回につき150単位を加算）

初回加算（1月につき500単位を加算）

主任相談支援専門員配置加算
イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（1月につき300単位を加算）
ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）（1月につき100単位を加算）

入院時情報連携加
イ 入院時情報連携加算（Ⅰ）（1月につき300単位を加算）
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）（1月につき150単位を加算）

退院・退所加算（3回を限度）（1回につき300単位を加算）

保育・教育等移行支援加算（情報提供以外：1月につき300単位を加算）
（訪問、会議参加、情報提供それぞれ月1回を限度）（情報提供：1月につき150単位を加算）

医療・保育・教育機関等連携加算（面談（計画作成月）：1月につき200単位を加算）
（面談、情報提供（病院等、それ以外）は（面談（モニタリング月）：1月につき300単位を加算）
それぞれで月1回、通院同行は月3回を限度）（通院同行：1回につき300単位を加算）
（情報提供：1回につき150単位を加算）

集中支援加算（訪問、会議開催、会議参加：1月につき300単位を加算）
（訪問、会議開催、会議参加、情報提供（病院等、それ以外）は（通院同行：1回につき300単位を加算）
それぞれで月1回、通院同行は月3回を限度）（情報提供：1回につき150単位を加算）

サービス担当者会議実施加算（1月につき100単位を加算）

サービス提供時モニタリング加算（1月につき100単位を加算）

行動障害支援体制加算
イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）（1月につき60単位を加算）
ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）（1月につき30単位を加算）

要医療児者支援体制加算
イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）（1月につき60単位を加算）
ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）（1月につき30単位を加算）

精神障害者支援体制加算
イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）（1月につき60単位を加算）
ロ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）（1月につき30単位を加算）

高次脳機能障害支援体制加算
イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）（1月につき60単位を加算）
ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）（1月につき30単位を加算）

ピアサポート体制加算（1月につき100単位を加算）

地域生活支援拠点等相談強化加算（月4回を限度）（1回につき700単位を加算）

地域体制強化共同支援加算（月1回を限度）（1回につき2,000単位を加算）

注	注	注	注	注
虐待防止措置 未実施減算	業務継続計画 未策定減算	情報公表 未報告減算	特別地域加算	地域生活支援 拠点等機能 強化加算
× 99/100	× 99/100 注 令和 7 年 4 月 1 日から適用	× 95/100	+ 15/100	1 月につき 500 単位
				1 月につき 500 単位

遠隔地訪問加算
（注の面接月数
に応じて算定）
+ 300 単位

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定

遠隔地訪問加算
（左記加算の算
定回数に応じて
算定）
+ 300 単位

遠隔地訪問加算
（左記加算の算
定回数に応じて
算定）
+ 300 単位

注 初回加算と選択することとし、併給不可

遠隔地訪問加算
（左記加算の算
定回数に応じて
算定）※訪問に限る
+ 300 単位

注 1 基本報酬算定月は算定不可（情報提供除く）
注 2 初回加算との併給不可

遠隔地訪問加算
（左記加算の算
定回数に応じて
算定）※面談、
通院同行に限る
+ 300 単位

注 面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

遠隔地訪問加算
（左記加算の算
定回数に応じて
算定）※訪問、
通院同行に限る
+ 300 単位

注 1 基本報酬算定月は算定不可
注 2 会議参加については入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可

注 医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可

基準に関する指摘事例

指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
事業者の 一般原則	・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための従業者に対する研修が実施されていなかった。	・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等の研修を実施する等の措置を講ずること。
従業者	・相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務しており、サービス等利用計画作成及びモニタリングを行っている。	・相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービスするか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、中立性の確保や客観性が欠如しかねないことから、特定の場合を除き、モニタリング等を行うことは望ましくない。
内容及び 手続きの 説明及び 同意	・サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書を交付して説明をする必要があるが、運営規程の職員の職種が誤っており、また、重要事項説明書においては、主な職員の配置状況、苦情の受付等について不備が見受けられた。	・サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行うこと。
契約支給 量の報告 等	・利用契約をしたときの支給決定市町村に対する報告が遅れていた。	・利用に係る契約をしたときは、その旨を支給決定市町村に遅滞なく報告すること。
給付費の 額に係る 通知等	・法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にその額を通知していなかった。	・法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、入金確認後、利用者に対し給付費の額を通知すること。

指定計画相談支援 （障害児相談支援）の具体的取扱方針	・日中活動事業所（生活介護や放課後等デイサービスなど）でモニタリングを行っていた。	・モニタリングに当たっては、利用者（障害児）及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者（障害児）の居宅等を訪問し、利用者（障害児）等に面接するほか、その結果を記録すること。
	・サービス担当者会議の開催が確認できる記録がなく、開催されているか不明確であった。	・相談支援専門員は、サービス等利用計画案について、サービス担当者会議の開催等により、担当者から意見を得ることとなっている。
	・アセスメント（モニタリング）やサービス担当者会議の実施が、サービス等利用計画の作成後となっている。	・アセスメント（モニタリング）を行った上で、サービス等利用計画案を作成し、サービス担当者会議等の開催により計画案に位置付けた福祉サービスの担当者の意見を求めた後に、利用者等の同意を得ること。
	・モニタリングの際に、目標未達成のため支援の継続が必要と評価した項目について、次回のサービス等利用計画に反映されていない。	・モニタリングでの評価結果により、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行うこと。
	・サービス等利用計画（障害児支援利用計画）について、文書による利用者の同意がなかった。	・サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の案について、利用者（障害児及びその家族）への説明及び文書による同意を得ること。
	・サービス等利用計画を利用者にだけ交付して、担当者に交付していない。	・サービス等利用計画は、利用者及び担当者に交付すること。
勤務体制の確保等	・従業員の資質向上のための研修を行っていない。	・事業者は、従業員の資質向上のために、研修の機会を確保すること。
秘密保持等	・必要な措置（秘密保持誓約書等）が無い。	・事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（秘密保持誓約書

		等)を講じること。
情報の提供等	・事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。	・事業者は、当該通所支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないことに留意し、ホームページやパンフレットの記載事項が実態と整合が図れているか定期的に確認すること。
掲示等	・事業所内に、運営規程や重要事項説明書等の掲示がない。	・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
掲示等	・WAMNET上(障害福祉サービス等情報公表システム)で情報の報告ができていない。	・WAMNET上(障害福祉サービス等情報公表システム)で情報の報告をすること。
会計の区分	・会計がその他の事業と区分されていない。	・事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

参考資料について

資料① 契約内容報告書

(様式第29号)

契約内容（計画相談支援受給者証記載事項）報告書		資料①	
〒700-8546 岡山市鹿田町一丁目1-1 保健福祉会館7階 障害福祉課 岡山市長 様		事業者番号	
		事業者及び その事業所 の名称	
		代 表 者	
令和 年 月 日			
下記のとおり当事業者との契約内容（計画相談支援受給者証記載事項）について報告します。			
記			
報告対象者			
受給者証番号			
支給決定障害者 （保護者）氏名		支給決定に係る 障害児氏名	
契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告			
サービス内容	契約日及び サービス提供開始日	理 由	
		☐ 1 新規契約	
		☐ 2 契約の変更	
		☐ 1 新規契約	
		☐ 2 契約の変更	
		☐ 1 新規契約	
		☐ 2 契約の変更	
		☐ 1 新規契約	
		☐ 2 契約の変更	
既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告			
提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由		
	☐ 1 契約の終了		
	☐ 2 契約の変更		
	☐ 1 契約の終了		
	☐ 2 契約の変更		
	☐ 1 契約の終了		
	☐ 2 契約の変更		
	☐ 1 契約の終了		
	☐ 2 契約の変更		

市町村記入欄

・データ入力年月日

令和 年 月 日

受付印

資料② 法定代理受領

令和 年 月 日

利 用 者 名 様

資料②

指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 名
代 表 者 名 印
連 絡 先

計画相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	令和 年 月
サービス内容	
受領日	令和 年 月 日
代理受領金額	金 円

資料③ 変更届に係る添付書類確認表

資料③

※報酬改定対応前の画像のため、一部変更予定です。

変更届に係る添付書類確認表

指定事業者は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所の名称・所在地（設置の場所）の変更等に関しては、変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、相談支援給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。

- 【提出が必要な書類】
- 1 変更届出書（様式第3号）
 - 2 添付書類（下表のとおり）
 - 3 各加算ごとの届出書（加算について届出の場合）

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類
1	事業所の名称	・付表 ・運営規程 （・業務管理体制変更届出書）
2	事業所の所在地	・付表 ・運営規程 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書又は建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図 （・業務管理体制変更届出書）
3・4	申請者の名称 主たる事務所の所在地	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書 （・業務管理体制変更届出書）
5	代表者の氏名及び住所	・法人履歴全部事項証明書 ・誓約書（一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て） （・業務管理体制変更届出書）
6	事業所の平面図	・平面図 ・変更箇所を撮影した写真 （・建築物関連法令協議記録）
7	管理者の変更	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・誓約書（一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て）
	管理者の住所変更	・付表 ・経歴書
	管理者の氏名変更	・付表 ・経歴書
8	相談支援専門員の変更	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
	相談支援専門員の住所変更	・付表 ・経歴書
	相談支援専門員の氏名変更	・付表 ・経歴書 （・氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等））
9	指定地域相談支援の提供に当たる者の変更	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
	指定地域相談支援の提供に当たる者の住所変更	・付表 ・経歴書
	指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名変更	・付表 ・経歴書 （・氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等））

資料④ 変更届出書

様式第3号(第4条関係)

資料④

変更届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

所在地

届出者 名 称

代表者

次のとおり指定に係る事項を変更したので、

☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第51条の25第1項(第3項)

☐ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項

の規定により届け出ます。

事業所番号(一般相談支援・特定相談支援)																			
事業所番号(障害児相談支援)																			
指定内容を変更した事業所		名 称																	
		所 在 地																	
		サ ー ビ ス の 種 類																	
変更があった事項				変更の内容															
1	事業所の名称			(変更前)															
2	事業所の所在地																		
3	申請者の名称																		
4	主たる事務所の所在地																		
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名																		
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)																		
7	事業所の平面図			(変更後)															
8	事業所の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴																		
9	相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所及び経歴																		
10	指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴																		
11	運営規程																		
11	相談支援給付費の請求に関する事項																		
12	役員の氏名, 生年月日及び住所																		
変更年月日				年 月 日															

備考 1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容がわかる書類を添付してください。

3 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付 印

資料⑤ 体制等に関する届出書

様式第2号（第3条関係）

相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書

資料⑤

年 月 日

岡山市長 様

届出者 所在地
名称
代表者

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所	名称							
	所在地	〒 岡山市						
	連絡先	電話番号				担当者	職名	
		メールアドレス					氏名	

届出を行うサービス・施設の種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
計画相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域移行支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域定着支援			1 新規 2 変更 3 終了		
障害児相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		

特記事項	変更前	変更後

関係書類	別紙のとおり
------	--------

- 備考 1 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
 2 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
 3 「変更項目」欄には、別紙「指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等の状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
 4 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。

受付印

資料⑥ 体制等状況一覧表

※報酬改定対応前の画像のため、一部変更予定です。

別紙

相談支援給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表

資料⑥

事業の種類		該当する体制等		適用開始年月日	
		地域区分	1 岡山市 2 その他	年	月 日
地域移行支援	施設区分	1 I 2 II 3 III			年 月 日
	居住支援連携体制	1 非該当 2 該当			年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当			年 月 日
地域定着支援	居住支援連携体制	1 非該当 2 該当			年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当			年 月 日
計画相談支援	相談支援機能強化型体制	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし			年 月 日
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	主任相談支援専門員配置	1 なし 3 あり			年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当			年 月 日
障害児相談支援	相談支援機能強化型体制	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし			年 月 日
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	主任相談支援専門員配置	1 なし 3 あり			年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり			年 月 日
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当			年 月 日

資料⑦ 障害福祉サービス事業等変更届

資料⑦

年 月

岡山市長 様

経営者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

障害福祉サービス事業等変更届

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により届け出ます。

事業所名			
		変更前	変更後
変更した事業	種類		
	提供する便宜等の内容		
経営者	氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		
	住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
条例、定款その他の基本約款		（別 添）※経営者が変わる場合	
職員の職種			
職務の内容			
職員の定数			
主な職員の氏名			
主な職員の経歴		（別 添）※主な職員が変わる場合	
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	名称		
	種類		
	所在地		
	利用定員		
変更の年月日		年 月 日	
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
	作成者		

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 5 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市区町村} \end{array} \right)$ 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

相談支援に係るQ & Aの改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、別添のとおり「相談支援に関するQ & A」を改正しましたので、情報提供させていただきます。

各自治体におかれましては、御了知の上、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室 相談支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 3040)
FAX : 03-3591-8914

相談支援に関するQ & A（令和6年4月5日）

【 目 次 】

1. 指定基準関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(1) 設備基準	
(2) 受給資格の確認	
(3) 取扱件数	
(4) 補助の業務	
(5) アセスメント等	
2. 指定事務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(1) 指定に当たっての基本的な考え方	
(2) その他留意事項	
(3) 指定権者	
(4) 独自条件の付加	
(5) 相談支援専門員	
(6) 兼務	
3. 支給決定通知・事務処理要領・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(1) 様式	
(2) 受給者証	
(3) 申請窓口	
(4) 基本相談支援	
(5) 対象者	
(6) 支給決定プロセス	
(7) モニタリング	
(8) セルフプラン	
4. 報酬関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(1) 請求のタイミング	
(2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合	
(3) 介護保険の対象者の場合	
(4) 申請却下の場合	
(5) 利用者が死亡した場合	
(6) 継続サービス利用支援費	
(7) 契約変更した場合	
(8) 計画相談支援給付費の算定の考え方	
(9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合	
(10) 同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合	
(11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合	
(12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合	
(13) 契約変更した場合	

(14) 転出・転入	
(15) 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い	
(16) 機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費	
(17) 障害児相談支援における初回加算	
(18) 取扱件数	
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(1) 基幹相談支援センター	
(2) 指定管理	

1. 指定基準関係

(1) 設備基準

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。

(答)

- 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問1)

(2) 受給資格の確認

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。

(答)

- 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問2)

(3) 取扱件数

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答)

- 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問3 一部修正)

(4) 補助の業務

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員及び相談支援員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有しておらず、相談支援員でもない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

(答)

○ サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、以下のとおりである。

- ・ 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメント及びモニタリングの実施
- ・ サービス等利用計画（案）の作成
- ・ 利用者等へのサービス等利用計画（案）等の説明
- ・ サービス担当者会議における利用者等及びサービス担当者への質問・意見の聴取

○ なお、相談支援員については、以下の業務を行うことを可能としている。（指定基準第 15 条第 2 項第 1 号から第 9 号及び第 3 項（第 3 条第 5 号による読み替え）参照）

- ・ サービス等利用計画の原案の作成（利用者へのアセスメントを含む）
- ・ モニタリング

この場合、サービス等利用計画の作成者は相談支援専門員となり、モニタリングの担当者は相談支援員となる。

（R 3. 4. 8 相談支援関係Q&A 問 4 一部修正）

（5）アセスメント等

問 5 計画相談支援及び障害児相談支援の指定基準において、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者（障害児）の居宅を訪問し、利用者（障害児）及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。また、モニタリングについてもどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所、日中通っている障害福祉サービス事業所等、保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

(答)

○ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、障害者及び障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要がある、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、自宅訪問が必要である。そのため、①及び②ともに認められない。

○ なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

（R 3. 4. 8 相談支援関係Q&A 問 5 一部修正）

問 6 アセスメント又はモニタリングに係る訪問については、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければならないこととされているが、利用者の通所先の障害福祉サービス事業所等を訪問して面接を行う場合、アセスメント又はモニタリングとして認められるか。

（答）

- 利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

問 7 サービス担当者会議の実施について、参加者の予定の調整が付かない場合、サービス担当者会議の参加を求めず、別に個別に意見調整を行うことで対応してもよいか。

（答）

- 極力一同に各福祉サービスの担当者を集めてサービス担当者会議を行うことが望ましいが、全担当者の参加が困難な場合については、主要な担当者の参加を求めた上でサービス担当者会議を開催することとし、その他の担当者については、事前に個別に意見調整を行い、当該意見は会議当日に参加者に共有することとして差し支えない。なお、その場合、参加できなかった担当者に対しては、会議での議論内容を共有の上、必要に応じて改めて意見聴取すること。

問 8 指定基準第 15 条第 3 項第 3 号の関係で、解釈通知に規定されているサービス等利用計画の「軽微な変更」とは、具体的にどのような内容が含まれるか。

（答）

- 軽微な変更については、支給決定を要しない範囲の計画変更内容と解すべきであり、当該軽微な変更については、サービス等利用計画作成の一連の業務は不要である。なお、支給決定を伴わないサービス等利用計画の変更については、サービス利用支援費の支給対象外となるため、その点についても留意されたい。

2. 指定事務関係

(1) 指定に当たっての基本的な考え方

問 9 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答)

- 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 7)

問 10 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみの指定でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、障害児から障害者への移行をスムーズに行う観点から、指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所両方の指定を受けることが望ましい。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 8 一部修正)

(2) その他留意事項

問 11 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

(答)

- 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 9)

(3) 指定権者

問 12 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 10)

問 13 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答)

- 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 11)

問 14 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答)

- 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 12)

(4) 独自条件の付加

問 15 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。

(答)

- 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。

なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 13)

(5) 相談支援専門員

問 16 相談支援専門員の要件となる実務経験について、以下のいずれの考え方が正しいか。

- ① 180 日以上勤務した年が○年ある必要があり、180 日従事していない年は実務経験に含めることができない。
- ② 勤務期間が通算で○年以上かつ勤務日数が○年×180 日以上を満たしていればよく、180 日従事していない年があってもよい。

(答)

- ②の考え方が正しい。

- 主任相談支援専門員研修の受講要件、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験、基礎研修、実践研修の受講要件についても同様の考え方である。

- なお、相談支援従事者現任研修、サービス管理責任者更新研修の受講については、必ずしも1年につき180 日以上の実務経験を求めるものではない。

(「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」(令和5年6月30日付事務連絡)参照)

(R 3 . 4 . 8 相談支援関係Q & A 問 13 一部修正)

問 17 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

(答)

- 介護職員初任者研修（旧ヘルパー研修 2 級）に相当するものが該当する。
- なお、介護職員初任者研修以上の内容を取り扱う研修についても含まれるものであり、例えば、介護職員実務者研修が該当する。

（R 3． 4． 8 相談支援関係 Q & A 問 14 一部修正）

問 18 相談支援専門員の実務経験要件について、国家資格等に基づく業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等に基づく業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらにも算定してよいのか。

(答)

- お見込みのとおり。例えば、国家資格等に基づく業務が相談支援業務にも該当する場合は、8 年以上の実務経験が必要なものではなく、5 年以上の実務経験で足りることとなる。
- なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についても同様である。（サービス管理責任者の場合は、国家資格等に基づく業務の期間は 3 年以上となる。）

（R 3． 4． 8 相談支援関係 Q & A 問 15 一部修正）

問 19 保健所において「保健師」として 30 年勤務し、その間、通算 10 年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

(答)

- お見込みのとおり。
- なお、保健所については、診療所に準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

（H 2 5． 2． 2 2 相談支援関係 Q & A 問 16）

問 20 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験について、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業が対象となっているが、これに準ずるものとして含まれる内容としてはどのようなものが考えられるか。

(答)

- 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等、地域生活支援事業における相談支援に関する事業が含まれるものと考えている。
- なお、平成 24 年の改正法施行前の「相談支援事業」についても実務経験に含まれるため、申し添える。

問 21 相談支援専門員の実務経験要件について、居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に従事していた期間は対象となるが、地域包括センターにおける相談支援の業務（介護予防支援事業を除く。）に従事した期間は対象となるか。

（答）

- 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に準ずるものとして認めて差し支えない。

（R 3. 4. 8 相談支援関係Q & A 問 17 一部修正）

（6）兼務

問 22 指定基準及び報酬算定上、相談支援専門員及び相談支援員については、「基幹相談支援センターまたは障害者相談支援事業等」の業務と兼務することを認めるものとしているが、「等」とは具体的にどのような内容が含まれるか。

（答）

- 地域生活支援事業における相談支援に関する事業を想定している。具体的には以下のとおり。なお、いずれも当該業務を委託する自治体が認める場合に限ることに留意されたい。

- ・ 都道府県相談支援体制整備事業
- ・ 地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの業務
- ・ 医療的ケア児支援センター
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害児等療育支援事業

問 23 相談支援専門員、相談支援員について、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）との兼務は可能か。

（答）

- 計画相談支援、障害児相談支援に係る指定基準上の取扱いとしては、介護支援専門員との兼務は可能である。

また、計画相談支援、障害児相談支援の機能強化型基本報酬の算定にあたっては、相談支援専門員が居宅介護支援事業の主任介護支援専門員（、介護予防支援事業の介護支援専門員）と兼務する場合に限り、原則として可能とする。

もっとも、機能強化型基本報酬の趣旨である、支援の質の高い相談支援の実施の観点を踏まえ、専ら障害者への相談支援に従事する者が配置されていない等、障害者への十分な支援が期待できないと考えられる場合は算定を認めないこととされたい。

問 24 管理者について、指定特定（障害児）相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者の業務との兼務は可能とされているが、併設される事業所以外の事業所における管理者の業務との兼務は可能か。

(答)

- 基本的には併設される事業所以外の事業所における管理者の業務は兼務すべきでないが、管理業務に支障がないと市町村が認める場合は差し支えない。